

あさぎり町免田永才運動公園

| 現行   | 改正後  |
|--|--|
| <p>別表(第9条関係)</p> <p>あさぎり町免田永才運動公園使用料</p> <p>1 体育活動を目的として使用する場合は、無料とする。</p> <p>2 上記以外を目的として使用する場合(1日につき)</p> <p>(1) 営利事業に使用しない場合 <u>5,400円</u></p> <p>(2) 営利事業に使用する場合</p> <p>入場料を徴収しない場合 <u>21,600円</u></p> <p>入場料を徴収する場合</p> <p>入場料(入場税を含む。)</p> <p>100円以下の場合 <u>6,940円</u></p> <p>100円以上500円未満 <u>43,200円</u></p> <p>500円以上 <u>64,800円</u></p> <p>備考</p> <p>1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>2 1日未満は、1日とみなす。</p> <p>3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。</p> <p>4 器具その他設備のための外部からの持込みは、以前に許可を要する。</p> <p>5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。</p> | <p>別表(第9条関係)</p> <p>あさぎり町免田永才運動公園使用料</p> <p>1 体育活動を目的として使用する場合は、無料とする。</p> <p>2 上記以外を目的として使用する場合(1日につき)</p> <p>(1) 営利事業に使用しない場合 <u>5,500円</u></p> <p>(2) 営利事業に使用する場合</p> <p>入場料を徴収しない場合 <u>22,000円</u></p> <p>入場料を徴収する場合</p> <p>入場料(入場税を含む。)</p> <p>100円以下の場合 <u>7,070円</u></p> <p>100円以上500円未満 <u>44,000円</u></p> <p>500円以上 <u>66,000円</u></p> <p>備考</p> <p>1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>2 1日未満は、1日とみなす。</p> <p>3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。</p> <p>4 器具その他設備のための外部からの持込みは、以前に許可を要する。</p> <p>5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。</p> |